労働相談Ｑ＆Ａで解決！

パワハラ

Ｑ　先輩によるパワーハラスメントに悩んでいます。上司に相談しても、まともに取り合ってくれません。外部の相談先はどのようなところがありますか。

Ａ　労働局のほか、山梨県労働委員会などの行政機関が相談に応じています。

解説はこちら

○　職場のパワーハラスメント（以下、「パワハラ」）は、「①職場において行われる優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境が害されること」の全てを満たすものとされています(労働施策総合推進法第 30 条の 2)。

○　パワハラは、相手の尊厳や人格を傷つけ、放置すれば、メンタルヘルス不調を招くほか、休職や退職に至ることもある行為です。

○　事業主（使用者）にとっても、生産性の低下や、企業イメージの悪化など経営上の重大な問題となり得ます。また、パワハラそのものが不法行為（民法第 709 条）に当たる場合、行為者については不法行為による損害賠償責任を負うほか、使用者に使用者責任（民法第 715 条）があるとされたり、使用者の対応が労働契約上の安全配慮義務（労働契約法第 5 条）に違反する場合には債務不履行（民法第 415 条）による損害賠償責任を負うことがあります。

○　なお、パワハラの態様いかんによっては、当該行為が暴行罪や傷害罪などに当たることがあります。

○　事業主は、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講ずる義務があり、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります（労働施策総合推進法第 30 条の 2、第 33 条)。なお、令和４年４月１日から、中小事業主を含む全企業に義務化されました。

≪雇用管理上の措置の例≫

・事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発

・苦情などに対する相談体制の整備

・被害を受けた労働者へのケアや再発防止

どうすれば？

○　パワハラの事実が確認できる証拠（録音、メモ）などを集めましょう。

○　自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827

相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/

○　山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電　話　　055（225）2851

甲府労働基準監督署内（管轄区域：都留及び鰍沢労働基準監督署以外の地域）

電　話　　055（224）5620

都留労働基準監督署内（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電　話　　0554（43）2195

鰍沢労働基準監督署内（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電　話　　0556（22）3181